PTA等共済だより

総会等や変更申請等のスケジュールを勘案し、早めの検討着手をおすすめいたします。

第27号 2015/4/30発行 (毎月末発行)

文部科学省生涯学習政策局 社会教育課PTA等共済室 03-6734-2971 直通電話:

メール: pykyosai@mext.go.jp

■新年度を迎え

平成27年度がスタートしました。4月から新たに共済事業をスタートした北海道高等学校安全互助会、新潟県高等学校PTA安全互助会、 茨城県PTA安全互助会を含め、全国で26団体がPTA等共済法に基づく共済事業を実施しています。法の施行後5年目を迎え、認可申請 はひと段落したところです。認可が早かった団体は事業開始5年目を迎え、また、今年度でほとんどの共済団体が認可申請当時に作成した 3か年の事業計画や収支予算を終えることになります。法に基づく共済事業を実施していかがでしょうか。様々な課題や改善点等も見えてき たのではないかと思います。全国的な傾向として、共済事業の認知度が高まったことから、生徒数は減少しているのに請求件数が増加して おり、事故発生率が過去の統計よりも実際には多かったと予想される状況になっています。見直しが必要な場合は、

都道府県教育委員会の共済担当の皆さまや共済団体の事務局長や担当者の皆さまからも異動や交代等の 連絡が届いております。新しく担当になられた方は、共済?保険??法律???とかなり不安な気持ちでいる のではないかと思います。不安な気持ちを解消するためには、一人で悩まず、知っている人を頼るのが一番です。 PTA等共済室においても、新体制で臨む1年となりました。まずは、共済団体を知ろうと、横浜市安全教育振興 会様の御協力を得て、団体の皆さまがどのような環境でどのように事業を実施しているのかについて、学び始めた ところです。共済制度の安定的な維持・運営のため、引き続き都道府県教育委員会及び団体の皆様の支援に努 めているところであります。また、本誌も、文部科学省ー教育委員会ー共済団体を繋ぐ、顔の見える情報共有 ツールとして2年前から発行させていただいておりますので、あわせて御活用いただければと思います。

今後もタイムリーな情報提供に努めていきたいと思っております。



横浜市安全教育振興会山元局長 (左)から共済事業の概要の説明 を受ける下田室長補佐(右手前)と 会田陽一郎専門職(右奥)

■マイナンバー制度

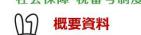
本年10月以降、マイナンバーの付番・通知が始まり、来年1月からマイナンバーの利用が開始されます。個人のほか、会社法その他の法令の規定により設立の登記をした法人等にも「法人番号」が与えられ、官民を問わず様々な用途で利活用されることになります。 内閣府大臣官房番号制度担当室長より、マイナンバー制度について、関係業界団体への周知・広報の協力依頼を行うよう、依頼がありましたので、関連する情報についてご連絡いたします。すべての国民、すべての事業者に関係する制度の施行に向け、それぞれの団体におかれましても、マイナンバーに関する広報・普及啓発媒体もご活用いただき、会員等に対して、マイナンバー制度の周知・広報にご協力を賜りたいと思います。

の周知・広報にご協力を賜りたいと思います。

◆内閣府(内閣官房)ホームページアドレス:http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/ ◆検索ワード:「マイナンバー」

◆関係省庁のマイナンバー特設サイト

マイナンバー 社会保障·税番号制度





平成27年2月版 内閣官房 社会保障改革担当室 内閣府 大臣官房 番号制度担当室

内閣府「マイナンバー制度」資料

■平成27年度第1回PTA等共済法研修会のお知らせ

標記研修会を次のとおりの日程で実施する予定です。詳細な実施内容についてはさらに検討をすすめています。 〇都道府県担当者向けについては、異動によって新しく担当された方が多いため、全体的に基礎的な研修となる見込みです。法律や ○都道府県担当省向けについては、英勤によって新しく担当された方が多いため、室体的に基礎的な研修となる見込みです。法律や指導や監督に関する事項の他、PTA等共済法に基づいて実施する共済事業の意義やPTAや共済団体について説明する予定です。 ○共済団体担当者向けについては、今後想定される共済事業の見直し(補償の見直しや共済掛金の見直し等)を想定し、また、認可申請当時に共済掛金算出を経験した者が少なくなってきていることから、再度共済掛金の算定のプロセスについて説明するとともに、簡単な事例を作成し、共済掛金の算出を演習する予定です。また、グループ討議については、公益法人や一般企業等における不祥事例から内部管理やコンプライアンス管理について討議していく予定です。 ○開催通知については、4/24付事務連絡にて通知いたしました。参加申込と研修内容に関する御要望も受け付けしております。

6/4 (木) 13:00~17:00 自治体向け研修会

6/5 (金) 13:00~17:00 団体向け研修会

FAQ Q1:共済事業を行うPTA及び青少年教育団体に係る検査マニュアルの中に「不払い」という記載があります。 以前民間の保険会社でも「不払い」が問題となった記憶もあります。共済団体としては、「不払い」に対して、どのようなことに 留意すればよいのでしょうか。

A1:「不払い」とは、本来は共済金や保険金等を支払う必要があるケースであるのに、正当な理由なく支払をしないことを言い ます。請求があったすべてのものに支払われるべきということではなく、給付する災害に該当しなかったり、予め共済規程(共済 約款)などに規定している「支払わない場合」に該当するような正当な理由があって支払わないものとは異なります。

支払わないケースについては、明確に共済規程(共済約款)に記載するとともに、仮に誤って支払請求があった場合でも、共済規 程(共済約款)上の根拠を明確に示しつつ、その理由を的確かつ丁寧に説明していく必要があると思われます。また、支払う場合 であっても、合理的な理由なく、支払が遅延することがないように留意する必要があります。

不払いの理由があるにも関わらず、不公正・不適切な手続により恣意的に共済金等の支払が行われることを防止する仕組みを整備 することも必要です。

- おしらせ ・次年度以降に役員向け研修会やコンプライアンス研修会等を予定している団体で講師派遣が必要な場合は、日程 調整が必要になる場合がありますので、お早目に御相談ください。
- 3月12日付け事務連絡において、各都道府県教育委員会宛に依頼しました「PTA等共済法に基づく共済事業の認可申請に関する 意向調査について」年度初めでご多忙のなか、ご回答ありがとうございました。結果については、集計後に改めてご案内する予定です。
- ・新たに本年4月から事業を開始した団体は、行政庁宛に「事業開始届」を御提出下さい。
- ・事業年度終了後、三月以内に行政庁宛に、業務報告書を提出する必要があります。内部での監査、総会等によって団体内で承認 の上ご報告下さい。

認可後の運営や共済事業の見直し、指導や監督等について御相談がありましたら、お気軽にPTA等共済室まで御連絡ください。 認可申請についての御相談もお待ちしております。一緒に解決していきましょう。 <次号の発行予定:5月29日>

■ 共済団体のご紹介

-般社団法人埼玉県PTA安全互助会(共済事業開始:平成23年4月)



平成27年度共済等説明会 (埼玉スーパーアリーナ会議室)

早いもので、事業認可から5年度目を迎えております。

今回の紹介では、加入会員に対する周知の取り組みを、共済等説明会とご案内資料を中心にお伝え したいと思います。

各単位PTAの互助会担当者の方々に、当会の補償内容・申請手続き・共済金の受取方法などを説明するために、共済等説明会を県内4か所で毎年行っております。(会場は、時々移動することもあります。) 平成27年度の説明会は、12月上旬に①さいたまスーパーアリーナ会議室 ②パストラルかぞ多目的室 ③入間産業文化センター ④川越西文化会館ホールの4会場で開催し、県内の各PTA担当者378名が参加いたしました。「安全互助会の手引き」という冊子の具体的説明を行い、加入の仕方・事故報告のやり方等を伝えました。多くの質問が出ますので、皆さん真剣に説明を受けていただいております。また、要望のあるPTAや市町村PTA連合会へも説明に伺うこともあります。

次に、新年度が始まった4月10日前後に、加入会員全員の方々(27年度は14万5千部印刷・発送)に配布する「ご案内」資料には、PTAの活動中に事故が起きた場合の連絡方法や、補償内容等が分かりやすく記載されております。

このように、会員の皆様や役員の方々への周知を毎年続けております。特にPTAという組織は、毎年役員の交代が多く、「不連続の連続」と言われ、毎年同様の取り組みを求められますので、今後も努力してまいりたいと思います。(事務局長 森屋敏江)



一般財団法人埼玉県高等学校安全振興会(共済事業開始:平成23年4月)

「一般財団法人埼玉県高等学校安全振興会」は、PTA・青少年教育団体共済法に基づき、平成23年4月、全国に先がけて設立されました。

今年で設立5年目に入ります。昨年も書きましたが、相変わらず、評議員会・理事会の運営での定足数の確保や、公認会計士による監査、県の立入検査等、何かと気を遣うことが多いですが、ほぼ順調に推移しています。ただ、年々、県の検査が厳しくなってきたこと、普通見舞金の支払が徐々に増えていることなど、課題も多くなってきました。見舞金の支払が多くなるということは、ある意味で、保護者に会の存在が従来以上に認知されたことの証左ではありますが、一方で、支払能力の限界を認識させることにも繋がり、迅速な対応が求められることになります。また、最近の子供たちの体力、耐性、運動神経の低下?現象が、怪我の多さと見舞金の増加に拍車をかけているように思えるのですが、この辺りからも対策を考えていかなければならないと感じています。もっとも、感じているだけで、日々の業務に追われて、それどころではないというのが、本音のところですが、、。

文科省の吉谷係長始めPTA等共済室のみなさん、並びに県教委のみなさんの日頃からの丁寧なご指導しております。ありがとうございます。特に、会計処理関係に関して、そっち方面に疎い文系の私にはとても助かっています。

なお、これも昨年書いたことですが、安全互助会の全国組織である「全国安全互助会連絡協議会」の事務局を、平成23年度に静岡県から引継ぎ、會田会長のもと、会の充実・発展に努めて参りましたが、今年度から、会長が相馬会長に代わり、それとともに事務局も神奈川県に移りました。現在14団体の参加となっておりますが、共済事業を実施する際の様々な悩みや情報交換をする場として、貴重な全国組織となっていますので、引き続き、参加について、ご配慮いただければ幸いです。

この4月から事務所の人員が代わりました。写真の右側の女性が新しく入った大熊さんです。よろしくお願いします。(事務局長と黒渕さんは変わりません。)(事務局長 細田幸一)



中央:細田局長 左:黒渕さん、右:大熊さん

PTA等共済室

- 口4月15日(水)一般財団法人横浜市安全教育振興会訪問
- □4月17日(金)公益社団法人全国子ども会連合会 平成27年度事務担当者会議 共済事業研修(講師派遣)・オブザーバー参加
- ◆お知らせ◆4月1日付けでPTA等共済室の業務及びメンバーに変更がありました。
- (担当業務) PTA等共済法に基づく認可・監督、都道府県教育委員会 や共済団体の支援の他に、新たにPTA活動やPTA団体 に関する業務が追加になりました。
- (メンバー) 佐藤秀雄補佐 ⇒ 下田力課長補佐
 - 向真理専門職 ⇒ 会田陽一郎専門職(右写真の左側) 松田啓子非常勤職員(右写真の右側)
 - ※鍋島豊室長と吉谷正係長は変わりません。

今後ともよろしくお願いいたします。





■ 編集後記 自称骨董収集家の私は、『なんでも鑑定団』の視聴と『目の眼』購読は欠かさない。書店で目にした白洲正子著『ほんもの』にもつい手が伸びる。実業家で骨董収集でも知られていた白洲次郎、その妻白洲正子の本である。その本では『本当の「ほんもの」は、もはや贋物のように魅力的で、危険極まりない。』と記している。自分は、「ほんもの」は美しく見えるものであると感じてはいるが、危険であると感じるには至っていない。立体的なコピーが可能となった3Dプリンターは本物に近いものを作るため、無人航空機ドローンはより正確な測量や人が立ち入ることができないような災害現場での正確な状況把握のために開発されたものであるが、3Dコピー機で銃を作ったり、ドローンを他の迷惑になるような場所へ飛ばす等、使い方を間違えると危険なものになる。技術は人が作るものであるのだが、いつからか、人の道徳心がついていけてなくなってきているようだ。「ほんもの」に近づくと危ういことになるらしい。4月からPTA等共済室も新体制でスタートした。そここち未完な状態ではあるが、皆で補い合いながら「相互扶助」の精神で乗り切っていきたい。一つひとつの仕事をかみしめながら。(PTA等共済室: 吉谷)